

参 照 条 文

【裁判員等選任手続関係】

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年五月二十八日法律第六十三号) (辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

- 一 年齢七十年以上の者
- 二 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）
- 三 学校教育法第一条、第二百二十四条又は第三百四十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）
- 四 過去五年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者
- 五 過去三年以内に選任予定裁判員であった者
- 六 過去一年以内に裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（第三十四条第七項（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。第二十六条第三項において同じ。）の規定による不選任の決定があった者を除く。）
- 七 過去五年以内に検察審査会法（昭和二十三年法律第四百七号）の規定による検察審査員又は補充員の職にあった者
- 八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者
 - イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。
 - ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
 - ハ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。
 - ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十六条第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成二十年一月十七日政令第三号）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という。）第十六条第八号に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 妊娠中であること又は出産の日から八週間を経過していないこと。

- 二 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある親族（同居の親族を除く。）又は親族以外の同居人であって自らが継続的に介護又は養育を行っているものの介護又は養育を行う必要があること。
- 三 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の同居人が重い疾病又は傷害の治療を受ける場合において、その治療に伴い必要と認められる通院、入院又は退院に自らが付き添う必要があること。
- 四 妻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子が出産する場合において、その出産に伴い必要と認められる入院若しくは退院に自らが付き添い、又は出産に自らが立ち会う必要があること。
- 五 住所又は居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に出頭することが困難であること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として法第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することにより、自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること。

（裁判員候補者の呼出し）

第二十七条 裁判所は、裁判員及び補充裁判員の選任のための手続（以下「裁判員等選任手続」という。）を行う期日を定めて、前条第三項の規定により選定された裁判員候補者を呼び出さなければならない。ただし、裁判員等選任手続を行う期日から裁判員の職務が終了すると見込まれる日までの間（以下「職務従事予定期間」という。）において次の各号に掲げるいずれかの事由があると認められる裁判員候補者については、この限りでない。

- 一 第十三条に規定する者に該当しないこと。
 - 二 第十四条の規定により裁判員となることができない者であること。
 - 三 第十五条第一項各号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げる者に該当すること。
 - 四 第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあった裁判員候補者について同条各号に掲げる者に該当すること。
- 2 前項の呼出しは、呼出状の送達によってする。
 - 3 呼出状には、出頭すべき日時、場所、呼出しに応じないときは過料に処せられることがある旨その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。
 - 4 裁判員等選任手続の期日と裁判員候補者に対する呼出状の送達との間には、最高裁判所規則で定める猶予期間を置かなければならない。
 - 5 裁判所は、第一項の規定による呼出し後その出頭すべき日時までの間に、職務従事予定期間において同項各号に掲げるいずれかの事由があると認められるに至

- った裁判員候補者については、直ちにその呼出しを取り消さなければならない。
- 6 裁判所は、前項の規定により呼出しを取り消したときは、速やかに当該裁判員候補者にその旨を通知しなければならない。

【裁判員に対する説明等関係】

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年五月二十八日法律第六十三号) (宣誓等)

- 第三十九条 裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。
- 2 裁判員及び補充裁判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する規則

(裁判員及び補充裁判員に対する説明・法第三十九条)

- 第三十六条 裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、その権限及び義務のほか、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者及び事実の認定に必要な証明の程度について説明する。

(評議)

- 第六十六条 第二条第一項の合議体における裁判員の関与する判断のための評議は、構成裁判官及び裁判員が行う。
- 2 裁判員は、前項の評議に出席し、意見を述べなければならない。
- 3 裁判長は、必要と認めるときは、第一項の評議において、裁判員に対し、構成裁判官の合議による法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示さなければならない。
- 4 裁判員は、前項の判断が示された場合には、これに従ってその職務を行わなければならない。
- 5 裁判長は、第一項の評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならない。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する規則

(評議における配慮)

第五十条 構成裁判官（法第六条第一項に規定する構成裁判官をいう。）は、評議において、裁判員から審理の内容を踏まえて各自の意見が述べられ、合議体の構成員の間で、充実した意見交換が行われるように配慮しなければならない。

【少年の刑事事件等関係】

○少年法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十八号）

(準拠法例)

第四十条 少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による。

(審理の方針)

第五十条 少年に対する刑事事件の審理は、第九条の趣旨に従つて、これを行わなければならない。

(調査の方針)

第九条 前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。

○刑事訴訟規則

(審理の方針)

第二百七十七条 少年事件の審理については、懇切を旨とし、且つ事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない。

○日本国憲法

[対審及び判決の公開]

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつて

ある事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

○刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

〔公判廷〕

第二百八十二条 公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。

2 公判廷は、裁判官及び裁判所書記〔裁判所書記官〕が列席し、且つ検察官が出席してこれを開く。

〔被告人出頭の原則〕

第二百八十六条 前三条に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

〔被告人の在廷義務・法廷警察権〕

第二百八十八条 被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

2 裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。